



---

# 改正資源有効利用促進法の施行に向けた 関係法令の整備について

---

令和 8 年 3 月

環境省 環境再生・資源循環局

## 省令・告示

### ① 再生資源の利用計画策定・定期報告

#### (指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める

### ② 環境配慮設計の促進 ※環境省共管

#### (資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

### ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

#### (指定再資源化製品) ※環境省共管

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与

### ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

### ① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の判断基準省令（※法定協議）

### ② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針
- 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令

### ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（※環境省単管省令）
- 使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定に関する省令
- 指定再資源化製品の判断基準省令（モバイルバッテリー/携帯電話/加熱式たばこ）

### ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- 指定省資源化製品及び再利用促進施品の判断基準省令（家電4品目/オフィス家具/複写機）（※法定協議）

### ○その他

- 資源法基本方針
- 資源法改正に伴う使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令について
- 資源法改正に伴う6省庁関係省令の一部を改正する省令

## ① 再生資源の利用計画策定・定期報告 (指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

- R8.4.1 改正資源法 施行  
対象製品：自動車、家電4品目、容器包装  
対象素材：再生プラスチック
- R9年度 再生材利用に関する計画の提出 開始
- R10年度 再生材の利用の定期報告 開始

## ② 環境配慮設計の促進 (資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

- R8.4.1 改正資源法 施行  
対象製品：50品目(主に自動車、小電・家電)
- 以降
- ・ 各業界団体において、製品別に特に優れた環境配慮設計基準やガイドラインの策定・提案
- ⇒ 業界提案を踏まえて、製品別の認定基準(省令)を順次策定
- ⇒ 製品製造事業者から認定申請の受付開始

## ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進 (指定再資源化製品)

- R8.4.1 改正資源法 施行  
対象製品：PC、携帯電話、モバイルバッテリー  
加熱式タバコ、LiB使用製品
- 以降
- ・ 一定量以上の製造事業者等に対し、判断基準に基づく対応
- ・ 製造事業者からの自主回収・再資源化事業の申請

## ④ CE(サーキュラーエコノミー) コマースの促進

- R8.4.1 改正資源法 施行  
対象製品：家電4品目/オフィス家具/複写機  
対象事業者：製造、修理、輸入、賃貸事業者

# 改正資源有効利用促進法施行に向けた廃棄物処理法施行規則の改正



## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）不要対象の追加

- 新設される「使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定に関する省令」では、申請された事業計画についての内容の基準を規定している。
- この内容の基準の一つとして、「**自主回収・再資源化事業の一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること**」を規定しているため、認定された自主回収・再資源化事業においては、使用済指定再資源化製品の排出から再資源化までの流れを申請者が把握できるようになる。
- このため、当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該認定事業者に委託する場合は、**廃棄物処理法に基づく廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を不要とする。**
- 本改正は、資源法の施行とあわせて**令和8年4月1日施行**とする。

## 広域認定制度の合理化

- 廃棄物処理法の「**広域認定制度**」は、製造事業者等が製品の自主回収を行う際に廃棄物処理法の特例を受けられる制度である。
- 今般、資源有効利用促進法の自主回収・再資源化事業計画の申請書の記載事項として、当該認定に係る処理を委託して行う場合に受託者が法人の場合、その法人の名称及び「**法人番号**」（**法人が存続する限り変わらない固有番号**）の記載を求めることとした。
- これに伴い、広域認定制度においても整合性をとるため、「**代表者氏名**」及び「**住所**」に代えて「**法人番号**」を記載することも可能とする。
- 本改正は、既存の広域認定事業者の対応期間を考慮し、**令和9年4月1日施行**とする。